

わたSHIGA輝く国スポ大津市識別用品整備要項の改定（案）

趣旨

令和4年度第3回国民体育大会委員会において、「国民体育大会開催基準要項」の改定があり「ADカード」の条項が新設された。

これに伴い、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会第1回総務・企画専門委員会審議で審議した「わたSHIGA輝く国スポ大津市識別用品整備要項」について、「IDカード」とあるものを「ADカード」と変更し、改定するもの。

- ・AD (Accreditation)カード

実行機関から申請者に与えられる、立ち入り認定許可証。

- ・ID (Identification)カード

持ち主の氏名、所属機関などが記載されている、身分証明証となるもの。

わたSHIGA輝く国スポ大津市識別用品整備要項
新旧対照表

現行	改定後(案)
<p>わたSHIGA輝く国スポ大津市識別用品整備要項</p> <p>1 趣旨 この要項は、わたSHIGA輝く国スポ（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、大津市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。</p> <p>2 整備品目 識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。 （1）リハーサル大会 ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。） イ 服飾品（帽子をいう。） ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品 （2）国スポ ア IDカード イ 服飾品（帽子及びジャンパー又はベストをいう。） ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品</p> <p>3 配付対象者 識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配付とすることができるものとする。</p>	<p>わたSHIGA輝く国スポ大津市識別用品整備要項</p> <p>1 趣旨 この要項は、わたSHIGA輝く国スポ（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、大津市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。</p> <p>2 整備品目 識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。 （1）リハーサル大会 ア ADカード（カードケースを含む。以下同じ。） イ 服飾品（帽子をいう。） ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品 （2）国スポ ア ADカード イ 服飾品（帽子及びジャンパー又はベストをいう。） ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品</p> <p>3 配付対象者 識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、ADカードのみの配付とすることができるものとする。</p>

<p>(1) 大会役員 (2) 競技会役員 (3) 競技役員 (4) 競技補助員 (5) 競技会係員 (6) 競技会補助員 (7) 選手、監督、大会関係者 (8) 視察員、報道員 (9) その他わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める者</p>	<p>(1) 大会役員 (2) 競技会役員 (3) 競技役員 (4) 競技補助員 (5) 競技会係員 (6) 競技会補助員 (7) 選手、監督、大会関係者 (8) 視察員、報道員 (9) その他わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める者</p>
<p>4 着用 配付対象者は、原則として市実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。</p>	<p>4 着用 配付対象者は、原則として市実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。</p>
<p>5 識別用品のデザイン 識別用品のデザインは、原則として市実行委員会が指定するものとし、国スポ及びリハーサル大会に従事する競技役員等の識別を図ることができる。 ただし、競技団体及び共催市等が整備する識別用品については、この限りではない。</p>	<p>5 識別用品のデザイン 識別用品のデザインは、原則として市実行委員会が指定するものとし、国スポ及びリハーサル大会に従事する競技役員等の識別を図ることができる。 ただし、競技団体及び共催市等が整備する識別用品については、この限りではない。</p>
<p>6 競技団体による整備 競技役員及び競技補助員に配付する識別用品については、競技団体が代替目的の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、市実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。 なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、市実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。</p>	<p>6 競技団体による整備 競技役員及び競技補助員に配付する識別用品については、競技団体が代替目的の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、市実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。 なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、市実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。</p>

<p>7 他市実行委員会との協議による整備 他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議の上、定める。</p> <p>8 その他 (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附則 この要項は、令和5年2月8日から施行する。</p>	<p>7 他市実行委員会との協議による整備 他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議の上、定める。</p> <p>8 その他 (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附則 この要項は、令和5年2月8日から施行する。</p> <p>附則 <u>この要項は、令和5年11月 日</u>に施行する。</p>
--	---

わたSHIGA輝く国スポ大津市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、わたSHIGA輝く国スポ（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、大津市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア ADカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 服飾品（帽子をいう。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 国スポ

- ア ADカード
- イ 服飾品（帽子及びジャンパー又はベストをいう。）
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、ADカードのみの配付とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める者

4 着用

配付対象者は、原則として市実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として市実行委員会が指定するものとし、国スポ及びリハーサル大会に従事する競技役員等の識別を図ることができるものとする。

ただし、競技団体及び共催市等が整備する識別用品については、この限りではない。

6 競技団体による整備

競技役員及び競技補助員に配付する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、市実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、市実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 他市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議の上、定める。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和5年2月8日から施行する。

附則

この要項は、令和5年11月 日に施行する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市ボランティア募集要項の改定（案）

趣旨

令和4年6月24日付け第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会第2回総務・企画専門委員会において審議した標記要項について、下記の（1）～（2）を改定するもの。

（1）

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものを「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に変更し、「第79回国民スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ」に、また、「第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「わたSHIGA輝く障スポ」に、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」とそれぞれ変更する。

（2）

要項15（個人情報の取扱い）については、法令の制定に合わせ「大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）」とあるものを「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等」に変更する。

【大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）廃止の経緯】

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、本年4月1日から地方公共団体の機関・地方独立行政法人における個人情報等の取扱いに係る規定について、法の規律が直接適用されることとなった。

これに伴い、大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）を廃止し、条例で定める必要がある事項等を規定する大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号）が制定された。

現行	改定後(案)
<p style="text-align: center;">第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市ボランティア募集要項</p> <p>1 趣旨 この要項は、大津市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハール大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、全国から大津を訪れる人を歓迎するとともに、夢や感動、連帯感を共有できる大会とするため、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市市民運動基本計画」に基づき、大会に携わるボランティアの募集について必要な事項を定める。 なお、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）では、ボランティア活動参加者全員を大会の応援団として捉え、参加者一人ひとりの想いを「大会応援宣言」として表現すること、多くの市民の参加を促進し、大会の機運醸成を図るものとする。</p> <p>2 募集主体 市準備委員会</p>	<p style="text-align: center;">わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市ボランティア募集要項</p> <p>1 趣旨 この要項は、大津市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハール大会において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、全国から大津を訪れる人（以下「大会」という。）を歓迎するとともに、夢や感動、連帯感を共有できる大会とするため、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市市民運動基本計画」に基づき、大会に携わるボランティアの募集について必要な事項を定める。 なお、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）では、ボランティア活動参加者全員を大会の応援団として捉え、参加者一人ひとりの想いを「大会応援宣言」として表現すること、多くの市民の参加を促進し、大会の機運醸成を図るものとする。</p> <p>2 募集主体 市実行委員会</p>

3 活動内容

大会に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容	
① 広報ボランティア	市準備委員会 SNS アカウソントのフォローや SNS 等を活用した自らの情報発信、大会 PR イベントの運営補助等	
② 美化ボランティア	市内各所の清掃美化活動	
③	受付	競技会場等での受付及び資料配布の補助
	案内	競技会場等での案内の補助
	休憩所等	休憩所やふるまゐコーナー等におけるおもてなしの補助
	弁当配布	弁当の配布及び空き箱の回収等の補助
	清掃美化	競技会場内外の清掃美化活動の補助
運営一般	その他競技会場等の準備及び運営に関する活動の補助	

4 募集期間

募集期間は下記の年度のうち、市準備委員会が募集を開始した日から募集人数に達するまでとする。ただし、市準備委員会は必要に応じて適宜変更できるものとする。

①	広報ボランティア	令和4年度
---	----------	-------

3 活動内容

大会に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容	
① 広報ボランティア	市実行委員会 SNS アカウソントのフォローや SNS 等を活用した自らの情報発信、大会 PR イベントの運営補助等	
② 美化ボランティア	市内各所の清掃美化活動	
③	受付	競技会場等での受付及び資料配布の補助
	案内	競技会場等での案内の補助
	休憩所等	休憩所やふるまゐコーナー等におけるおもてなしの補助
	弁当配布	弁当の配布及び空き箱の回収等の補助
	清掃美化	競技会場内外の清掃美化活動の補助
運営一般	その他競技会場等の準備及び運営に関する活動の補助	

4 募集期間

募集期間は下記の年度のうち、市実行委員会が募集を開始した日から募集人数に達するまでとする。ただし、市実行委員会は必要に応じて適宜変更できるものとする。

①	広報ボランティア	令和4年度
---	----------	-------

②	美化ボランティア	令和5年度
③	運営ボランティア	

5 募集人数

募集人数については下記のとおりとする。ただし、市準備委員会は必要に応じて適宜変更ができるものとする。

①	広報ボランティア	3,000人程度
②	美化ボランティア	500人程度
③	運営ボランティア	1,500人程度

6 応募要件

大津市内に在住、通勤、通学している個人又は団体で、下記のとおりとする。ただし、市準備委員会が必要と認められた場合はこの限りではない。

なお、応募時点で18歳未満の者については、申込の際に保護者の同意を必要とする。

①	広報ボランティア	小学生以上とする。ただし、小学生の場合は、活動の際に保護者又は監督者の同伴を必要とする。
②	美化ボランティア	
③	運営ボランティア	中学生以上とする。

7 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、市準備委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申し込むか、市準備委員会ホームページの応募フォームにより申し込む。

②	美化ボランティア	令和5年度
③	運営ボランティア	

5 募集人数

募集人数については下記のとおりとする。ただし、市実行委員会は必要に応じて適宜変更ができるものとする。

①	広報ボランティア	3,000人程度
②	美化ボランティア	500人程度
③	運営ボランティア	1,500人程度

6 応募要件

大津市内に在住、通勤、通学している個人又は団体で、下記のとおりとする。ただし、市実行委員会が必要と認められた場合はこの限りではない。

なお、応募時点で18歳未満の者については、申込の際に保護者の同意を必要とする。

①	広報ボランティア	小学生以上とする。ただし、小学生の場合は、活動の際に保護者又は監督者の同伴を必要とする。
②	美化ボランティア	
③	運営ボランティア	中学生以上とする。

7 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、市実行委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申し込むか、市実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込む。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は持参に限る。

8 登録・変更及び抹消

- (1) 市準備委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 市準備委員会は、本人又は当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。
- (3) 市準備委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は団体から届出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

9 活動期間

ボランティアの登録後から大会終了までとする。

10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、市準備委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

市準備委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

12 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は持参に限る。

8 登録・変更及び抹消

- (1) 市実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 市実行委員会は、本人又は当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。
- (3) 市実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は団体から届出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

9 活動期間

ボランティアの登録後から大会終了までとする。

10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、市実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

市実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

12 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

<p>1 3 服飾及び食事 ボランティア活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び食事等を必要に応じて市準備委員会が支給する。</p> <p>1 4 保険 ボランティア活動及び研修等にあたっては、必要に応じて市準備委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。 それ以外の活動における事故等について、市準備委員会は責任を負わないものとする。</p> <p>1 5 個人情報の取扱い 応募者の個人情報については、<u>大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）</u>をはじめ関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。 ただし、申込時に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「<u>県準備委員会</u>」）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、<u>県準備委員会</u>が主体となって実施する。</p> <p>1 6 その他 (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 (2) わたしSHIGA輝く障スポにおけるボランティア募集については、<u>県準備委員会</u>が主体となって実施する。</p> <p>附則 この要項は、令和4年6月24日から施行する。</p>	<p>1 3 服飾及び食事 ボランティア活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び食事等を必要に応じて市実行委員会が支給する。</p> <p>1 4 保険 ボランティア活動及び研修等にあたっては、必要に応じて市実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。 それ以外の活動における事故等について、市実行委員会は責任を負わないものとする。</p> <p>1 5 個人情報の取扱い 応募者の個人情報については、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>その他関係法令等の規定に基づき、適正に管理・保護する。 ただし、申込時にわたしSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「<u>県実行委員会</u>」）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、<u>県実行委員会</u>からの要請に応じて提供することができるものとする。</p> <p>1 6 その他 (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 (2) わたしSHIGA輝く障スポにおけるボランティア募集については、<u>県実行委員会</u>が主体となって実施する。</p> <p>附則 この要項は、令和4年6月24日から施行する。 <u>この要項は、令和5年11月 日から施行する。</u></p>
---	--

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、大津市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、全国から大津を訪れる人を歓迎するとともに、夢や感動、連帯感を共有できる大会とするため、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市市民運動基本計画」に基づき、大会に携わるボランティアの募集について必要な事項を定める。

なお、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）では、ボランティア活動参加者全員を大会の応援団として捉え、参加者一人ひとりの想いを「大会応援宣言」として表現することで、多くの市民の参加を促進し、大会の機運醸成を図るものとする。

2 募集主体

市実行委員会

3 活動内容

大会に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

	区分	主な活動内容	
①	広報ボランティア	市実行委員会 SNS アカウントのフォローや SNS 等を活用した自らの情報発信、大会 PR イベントの運営補助等	
②	美化ボランティア	市内各所の清掃美化活動	
③	運営ボランティア	受付	競技会場等での受付及び資料配布の補助
		案内	競技会場等での案内の補助
		休憩所等	休憩所やふるまいコーナー等におけるおもてなしの補助
		弁当配布	弁当の配布及び空き箱の回収等の補助
		清掃美化	競技会場内外の清掃美化活動の補助
		運営一般	その他競技会場等の準備及び運営に関する活動の補助

4 募集期間

募集期間は下記の年度のうち、市実行委員会が募集を開始した日から募集人数に達するまでとする。

ただし、市実行委員会は必要に応じて適宜変更できるものとする。

①	広報ボランティア	令和4年度
②	美化ボランティア	令和5年度
③	運営ボランティア	

5 募集人数

募集人数については下記のとおりとする。ただし、市実行委員会は必要に応じて適宜変更ができるものとする。

①	広報ボランティア	3,000人程度
②	美化ボランティア	500人程度
③	運営ボランティア	1,500人程度

6 応募要件

大津市内に在住、通勤、通学している個人又は団体で、下記のとおりとする。ただし、市実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

なお、応募時点で18歳未満の者については、申込の際に保護者の同意を必要とする。

①	広報ボランティア	小学生以上とする。ただし、小学生の場合は、活動の際に保護者又は監督者の同伴を必要とする。
②	美化ボランティア	
③	運営ボランティア	中学生以上とする。

7 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、市実行委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申し込むか、市実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込む。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は持参に限る。

8 登録・変更及び抹消

- (1) 市実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 市実行委員会は、本人又は当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。
- (3) 市実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は団体から届出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

9 活動期間

ボランティアの登録後から大会終了までとする。

10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、市実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

市実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

12 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

13 服飾及び食事

ボランティア活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び食事等を必要に応じて市実行委員会が支給する。

14 保険

ボランティア活動及び研修等にあたっては、必要に応じて市実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、市実行委員会は責任を負わないものとする。

15 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時にわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

16 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) わたSHIGA輝く障スポにおけるボランティア募集については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和4年6月24日から施行する。

附則

この要項は、令和5年11月 日に施行する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市売店設置要項(案)

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポにおいて、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の利便性を図るとともに、大津市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、原則として各競技会場に設置する。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、原則として各競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は、原則として1店舗あたり約20㎡（2間×3間のテント1張）とする。

ただし、競技会場によっては、売店設置可能スペースの都合上、半小間（1.5間×2間のテント（約10㎡））の単位で出店調整する場合がある。

上記のほか、市実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、位置及び規模を変更することができる。

6 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては市実行委員会が準備する。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、市実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届出をし、別記「露店等の開設における遵守事項」を遵守し、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

また、出店当日の消防検査に協力するとともに、その指導に従うこととする。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台
- (3) 椅子4脚

7 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、複数会場に出店する場合は、(1)～(5)を会場ごとに提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) 売店従事者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードの写しなど官公庁が発行したもので、顔写真のあるもの）
- (6) 直近の天津市税の納税証明書（写し可）
- (7) 法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（納税証明書その3の3（個人の場合はその3の2）（写し可、発行から3ヶ月以内のもの）
- (8) 当該管轄地保健所の食品営業許可書の写し、模擬店等の食品取扱届出書の写し（ただし、飲食物を販売・提供する場合に限る。）

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ・障スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャプフィー・チャップフィー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の承諾を得ているもの。

- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の適正な表示がされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易に調理加工できるものとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを使用し、提供直前に加熱調理する食品や飲料、市販の飲料、かき氷に限る。

(5) 宅配便

(6) その他市実行委員会が特に必要と認めたもの。

9 出店者条件

売店の出店者は、(1)に掲げる条件のうちいずれかに該当し、かつ(2)に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、市内に店舗を有して営業を継続している者

イ キッチンカーについては、当該管轄地保健所で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者

ウ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

エ 第74回国民体育大会(茨城国体)以降の国体、競技別リハーサル大会に出店実績がある者

オ その他市実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のいずれも満たす者

ア 各競技開催期間中、この要項4で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書提出時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、出店前1か月以内に検便検査を実施し、その結果を市実行委員会へ提出できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含む検便検査とする。

カ 申請書提出時点において、市税(大津市が賦課徴収するものに限る。)、法人税(個人の場合は所得税)並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 次の①から⑧までのいずれの場合にも該当しないこと。

① 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ③ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 出店者の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合には、その役員、その支店又は常時契約を統括する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）が、暴力団又は暴力団員、もしくは暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑧ 従業員として暴力団員等を常時もしくは臨時的に使用し、又は雇用していないこと。

10 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費及び施設管理者が徴収する販売手数料は、出店者の負担とする。
- (2) 出店者は、売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、市実行委員会が次に定める出店料を負担する。
 - ア 1店舗あたりの出店料は、次に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。
 - ① 大津市内に住所を有する個人、団体又は大津市内に事業所を有する法人：1日あたり3,000円
 - ② 上記以外：1日あたり6,000円
 - イ キッチンカーの大きさは概ね5m×2.5mとし、出店料は(2)のアの金額とします。

- (3) 売店設置可能スペースの都合上、半小間（1.5間×2間のテント（約10㎡）の単位で出店となった場合の出店料は、(2)の半額とする。
- (4) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第8号）を提出し、その承認を受けなければならない。
- 市実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第9号）を発行する。
- ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
- イ 国又は地方公共団体
- ウ ア、イに掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めた者
- (5) 出店者は、出店料を市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は、出店者の負担とする。
- (6) 既納出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由による時又はその他特別な理由があると市実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

1.1 出店者の選定

市実行委員会は、この要項7に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、市実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めた者

1.2 保健所への手続き

食品衛生法に基づく食品営業許可や営業届出等が必要な出店者は、市実行委員会にこの要項7に規定する出店申請を行う前に、営業許可等を取得しなければならない。

保健所の許可取得に際しては、施設基準にかかる検査を要するため、保健所への申請は日数に余裕を持って行うこと。

1.3 売店出店許可決定通知書及び売店出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店出店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料納付を確認し、食品衛生法に基づく営業許可や営業届出等が必要な出店者においては、当該管轄地保健所からの許可書の写しを確認した後、売店

出店許可証（様式第7号）を発行する。

1.4 売店監督員

- (1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回してこの要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

1.5 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。なお、変更の際には、当該責任者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードの写しなど官公庁が発行したもので、顔写真のあるもの）を提出すること。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行なわれるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

1.6 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、又は管理・運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料の販売（試飲を含む。）及び無償での提供を行うこと。ただし、飲食の無償提供を行わず、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 市実行委員会の許可を受けていない対象火気器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) (1) から (9) に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

1.7 遵守事項

出店者及びその従事者は関係法令及び「第79回国民スポーツ大会大津市食品衛生対策要項」を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店管理者の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 市実行委員会が発行する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任の下に行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、景品表示法や食品表示法など、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。また、取引品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品目を表示する看板等を主体とすること。また、飲食物を取り扱う売店にあつては、早期飲食を呼びかけるとともに、その旨を促す看板等を設置すること。
- (5) 販売品等の搬入搬出をする車両には、市実行委員会が別に発行する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入・搬出車両は、1売店につき1台とする。なお、キッチンカーについても、1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、市実行委員会が別途発行するADカード等を着用すること。なお、必要に応じて、マスク・手袋を着用すること。
- (8) 接客にあたっては、心のこもったおもてなしで、親切丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物の売店については、次のことを遵守すること
 - ア 出店者は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
 - イ ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は自己の責任と費用負担により適正に行うこと。なお、廃棄物容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (11) 市実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があつた場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。

1 8 管理運営

売店における販売品等及び売店備品の管理は、売店責任者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

1 9 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

2 0 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次の（１）～（４）のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- （１） 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- （２） 売店出店許可証の発行を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- （３） 保健所からの指示があったとき。
- （４） （１）から（３）に掲げるもののほか、市実行委員会の売店の運営管理において適当でないと認めたとき。

2 1 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

2 2 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 3 補填及び補償

- （１） 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を市実行委員会に請求することはできない。

- (2) 出店者は、天候不良等市実行委員会の責によらない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店や撤去に要した経費等を市実行委員会に請求することはできない。

24 その他

- (1) この要項に定めるほか、売店の設置に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の取扱いについては、この要項に準じるとともに、各競技会の規模等に応じて運用する。
- (3) わたSHIGA輝く障スポにおける売店の取扱いについては、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和5年11月 日から施行する。

別記

露店等の開設における遵守事項

第1 消火器

- (1) 対象火気器具等（消火器の設置については、電気ホットプレート、IH調理器、電子レンジ、電気乾燥器、電気温水器を除く。）を使用する露店等では消火器を設置すること。
- (2) 消火器はあらかじめ点検し、腐食、変形及び損傷しているもの、安全栓（上部の黄色ピン）が抜けているものは設置しないこと。
- (3) 個々の露店等において設置するときは、A火災（普通火災）能力単位1以上のものを設置すること。

第2 対象火気器具等

- (1) 開設中は対象火気器具等の付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。
- (2) 対象火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと。
- (3) 対象火気器具等は、安定した不燃性の床、台又は板（低温着火のおそれのある場合の金属製のものを除く。）の上で使用すること。
- (4) 対象火気器具等の取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

第3 離隔距離

- (1) 客席等（露店等の側方及び後方における客だまりスペースを含む。以下同じ）と対象火気器具等、携帯発電機及び危険物容器との間隔は、おおむね3m以上とし、火災予防上の安全に配慮したものとする。
- (2) 危険物容器から携帯用発電機や他の危険物を燃料とする器具にやむを得ず給油をする場合には、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で、かつ、対象火気器具等や客席等からおおむね5m以上離れた場所において当該行為を行うこと。

第4 液化石油ガス

- (1) LPガスボンベ（以下「ボンベ」という。）は、直射日光及び火気等の近くを避けること。
- (2) ボンベは、絶対に横置きにしないこと。
- (3) ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。
- (4) LPガスを使用する器具及びゴム製のホースは、LPガス専用のものを使用すること。
- (5) ホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。
- (6) ホースは、適正な長さで取り付け、ゴム製のホースと火を使用する器具の取付部分は、ホースバンドその他これに類するもので締め付けること。
- (7) ホースは、2本以上接続しないこと。
- (8) 1本のボンベから2以上の機器に分岐してLPガスを供給しないこと。ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合はこの限りでない。
- (9) LPガスは、空気より重いため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

第5 カセットこんろ

- (1) カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがあるので使用しないこと。
- (2) カセットボンベは、カセットこんろに表示されているとおり、正しく装着すること。
- (3) カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

第6 まき、炭等

終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

第7 電気器具

- (1) たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
- (2) コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重が掛からないようにすること。
- (3) 電気器具、コンセント等を雨水等の水が掛かるおそれのある場所に設ける場合は、防水性能を有するものを使用すること。

第8 携帯発電機

- (1) 事前に燃料を十分に給油し、露店等の開設後に、給油の必要がないようにすること。
- (2) 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 安定した平らな場所で使用すること。
- (4) 雨などの水が掛かる場所で使用しないこと。
- (5) 燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。
- (6) 携帯発電機の排気が、携行缶、ボンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。
- (7) 携帯発電機を稼働したまま給油又は移動させないこと。
- (8) 給油が必要となったときは、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで、給油すること。
- (9) 燃料を給油するときは、こぼさないように注意すること。
- (10) 燃料がこぼれたときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。
- (11) 取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

第9 危険物容器

- (1) 危険物の保管は、指定数量の5分の1未満の必要最小限の量とすること。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法令に適合した容器を用いること。
- (3) 携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して圧力を抜くこと。
- (4) 危険物容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

第10 暖房器具

- (1) 暖房器具と可燃物との距離を十分に保つこと。
- (2) 暖房器具を付けたまま、その場を離れないこと。
- (3) 燃料を給油するときは、必ず暖房器具の火を消してから行うこと。

第11 放火防止対策

- (1) 夜間などで無人となるときは、ボンベその他の燃料を設置したままにしないこと。
- (2) 可燃物の持ち帰り、定期的なパトロール、防災品の使用等、放火を防止するための対策を講じること。

※1 対象火気器具等とは、移動や持ち運びができる液体・固体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具のことをいう。

(例：移動式ストーブ、調理用器具、移動式コンロ、携帯発電機、電気コンロ、電気レンジ、IH調理器、電気天火(オーブン)、電子レンジ、電気ストーブ、電気乾燥器、電気温水器等)

※2 危険物とは、消防法別表第1に掲げるものをいう。

(例：ガソリン、軽油、灯油、アルコール等)

(様式第1号)

年 月 日

(宛先)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名・氏名 _____
電話番号 _____

売店出店申請書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、わたSHIGA輝く国スポ大津市売店設置要項7の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望日数 _____ 日間
- 4 出店希望形態 _____ テント (_____ 張) ・ その他 (_____)

5 提出書類

- (1) 売店出店申請書 (様式第1号)
- (2) 売店出店概要書 (様式第2号)
- (3) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書 (様式第3号)
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第4号)
- (5) 売店従事者の本人確認書類
(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードの写しなど公的機関が発行したもので、顔写真のあるもの)
- (6) 直近の大津市税の納税証明書 (写し可)
- (7) 法人税 (個人の場合は所得税) 並びに消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 (納税証明書その3の3 (個人の場合はその3の2)) (写し可、発行から3か月以内のもの)
- (8) 当該管轄地保健所の食品営業許可書の写し、模擬店等の食品取扱届出書の写し
※ただし、飲食物を販売・提供する場合に限る

※複数会場で出店を希望する場合は、(1)～(5)を会場ごとに提出してください。

(様式第2号)

売店出店概要書

ふりがな 商号又は名称					
ふりがな 代表者役職名・氏名					
所在地	〒				
出店担当者	【氏名】	【電話】		【FAX】	
	【E-mail】				
当日緊急連絡先 (荒天時等に使用)	【氏名】	【携帯】			
業種					
主要取扱品目					
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人		
営業に関して取得した 許可等の種類 <small>※許可証等の写しを添付してください。</small>	種類	番号	取得年月日		
			年 月 日		
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無		
国スポ等出店実績 <small>※実績がある場合は、証明書等の写しを添付してください。</small>					
販売品価格等一覧					
NO	商品名	予定数量	販売価格	許可番号	対象火気器具等の 使用の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※欄が不足する場合は、別紙に追加してください。

(様式第3号)

売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
出店希望競技		出店希望会場	

1 従事者名簿（売店責任者の方については、氏名の下に当日連絡が取れる連絡先を記入してください。）

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者	臨時販売員 雇用予定数
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel				

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。なお、欄が不足する場合は、複数の欄を使用してください。

(裏面あり)

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	キッチンカー の場合は車両 サイズ
		有・無	
		有・無	
		有・無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は1台ですが、会場によっては、駐車場が遠方になる場合や駐車場を準備できない場合があります。

※キッチンカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を記入してください。

※キッチンカーにて販売を行う場合は、駐車場を使用できませんので、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

3 持込備品一覧表（市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機やホットプレートなど）

※消防署への届出確認のために、使用する予定があるものは必ず記入してください。

記入がない場合、火気や電気の使用はできません。

※火気や電気を使用する場合は、テント1張につき、原則各1本の消火器を設置してください。

(宛先)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長

住所
商号又は名称
代表者役職名・氏名 印

誓約書兼承諾書

わたSHIGA輝く国スポの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。
また、誓約内容の確認のため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会が本承諾書により関係官庁等に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、わたSHIGA輝く国スポ大津市売店設置要項を遵守します。
- 2 わたSHIGA輝く国スポ売店設置要項9の(2)キに定める、暴力団若しくは暴力団と密接に関係を有する者ではありません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。

(様式第6号)

第 号
年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長

売店出店不許可決定通知書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店について、次の理由から不許可としますので、通知します。

不許可理由

問い合わせ先

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会

担当

電話

Mail :

(様式第7号)

第 号
年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長

売店出店許可証

年 月 日付で申請があった、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商号又は名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可競技	
出店許可会場	
出店許可期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
出店許可品目	
出店許可台数	台
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、わたSHIGA輝く国スポ大津市売店設置要項及び関係法令等を遵守すること。

(様式第8号)

年 月 日

(宛先)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長

住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名・氏名 _____

売店出店料免除申請書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、わたSHIGA輝く国スポ大津市売店設置要項10(4)の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)

2 免除額 _____ 円 (_____ ブース)

3 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

<input type="checkbox"/>	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労支援施設等
<input type="checkbox"/>	国又は地方公共団体
<input type="checkbox"/>	その他 (_____)

(様式第9号)

第 号
年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会 会長

売店出店料免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会
が運営する競技会場内の売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

- 1 免除対象会場 _____ (競技名: _____)
- 2 免除額 _____ 円
- 3 免除理由

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労支援施設等
	国又は地方公共団体
	上記に掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めた者

大津市民憲章

わたくしたち大津市民は

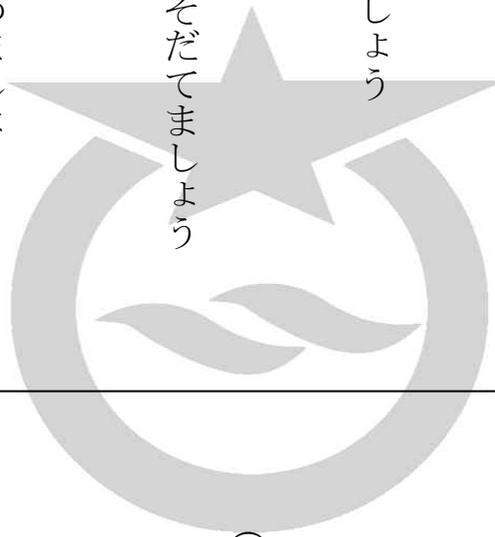
一、郷土を愛し琵琶湖の美しさをいかしましう

一、豊かな文化財をまもりましう

一、時代にふさわしい風習をそだてましう

一、健康で明るい生活につとめましう

一、あたたかい気持ちで旅の人をむかえましう



大津市民の歌

塩見 淳 一作詞
平井 康三郎 作曲

(一) 朝日に映えて 光たつ

みどりの山よ 青雲よ

ああ新生の 意気もえて

自由の歌の わきあがる

われらの大津 うたおうよ

(二) 近江の歴史 かおり濃く

めぐる琵琶湖よ 八景よ

ああ観光の 日は晴れて

産業文化 花ひらく

希望の大津 興そうよ

(三) 平和の虹を 空によぶ

比叡の峰よ あこがれよ

ああ勤労の 汗と和に

われらの力 盛りあげて

理想の大津 築こうよ